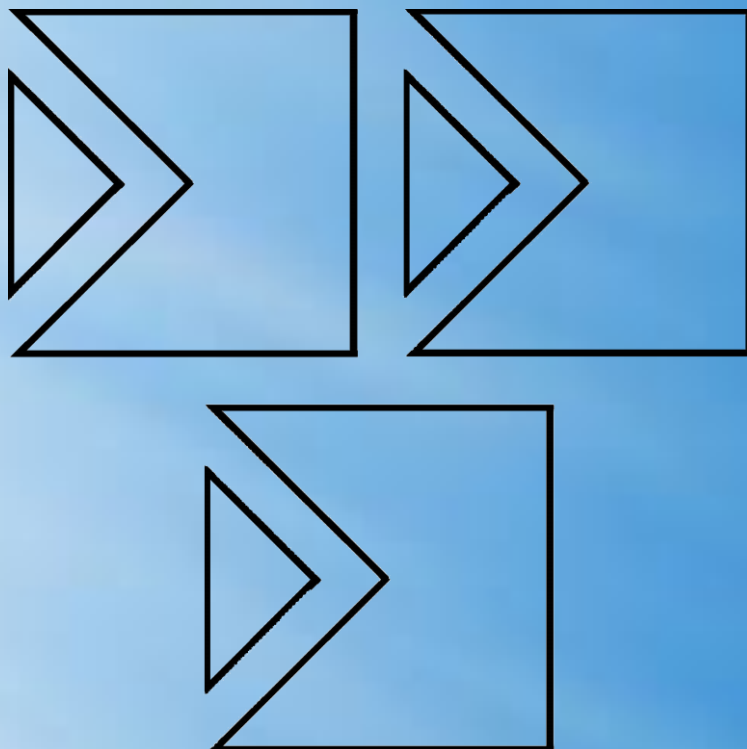


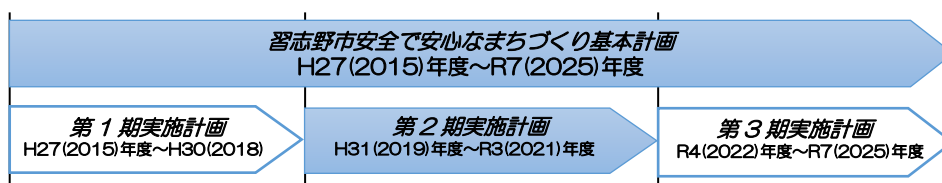
習志野市安全で安心なまちづくり

第2期 実施計画

【平成31（2019）年度～令和3（2021）年度】



平成 27(2015)年度 平成 31(令和元)(2019)年度 令和 4(2022)年度 令和 7(2025)年度



習 志 野 市



目 次

第 1 部 総 論

1. 実施計画策定の趣旨	・ ・ ・ P 1
2. 実施計画の期間	・ ・ ・ P 1
3. 実施計画策定の方針	・ ・ ・ P 1
4. 実施計画を推進するにあたって	・ ・ ・ P 2
5. 施策の体系	・ ・ ・ P 2
6. 参考資料	・ ・ ・ P 3

第 2 部 実施計画の内容

1. 自らを守る意識の高揚	・ ・ ・ P 4
2. 情報発信と情報共有のさらなる推進	・ ・ ・ P 6
3. 協働による地域防犯活動の推進	・ ・ ・ P 8
4. 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	・ ・ ・ P 1 0

資料編

習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	・ ・ ・ P 1 2
習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則	・ ・ ・ P 1 6
安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱	・ ・ ・ P 1 8
習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿	・ ・ ・ P 2 0

第 1 部

総 論

習志野市安全で安心なまちづくり第２期実施計画

〔平成３１（２０１９）年度～令和３（２０２１）年度〕

第１部 総 論

１．実施計画策定の趣旨

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に策定された習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（以下、基本計画）に基づき、市・市民・事業者が実施する具体的な施策等を明確にした第１期実施計画が平成３０年度をもって満了する。

この第１期実施計画に基づき防犯の各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数（平成２７年、３０年対比 ３２５件減 約１８％減）が減少するなどの一定の成果を得られている。

そこで第１期実施計画の実績、成果等を踏まえ、更に充実かつ効果的に施策が推進できるよう第２期実施計画を策定するものである。

２．実施計画の期間

基本計画の目標年次である令和７（２０２５）年度までの計画期間を見据えながら、第２期実施計画の期間を平成３１（２０１９）年度から令和３（２０２１）年度までとする。

３．実施計画策定の方針

計画の策定にあたっては、次の点に留意した。

- （１）習志野市安全で安心なまちづくり基本計画に掲げられた施策の体系に基づき、その施策の実現に十分配慮した計画とする。
- （２）これまでの成果等を継承し、既存の事業については前計画の実績及び行政評価・市民意識調査等の結果を踏まえつつ、目標基準・事業の緊急度・効果・効率を総合的に勘案した計画とする。
- （３）市・市民・事業者との自主的かつ協働に基づく施策が遂行できるよう計画立案にあたる。
- （４）可能な限り数値や具体的な目標を掲げ、進行管理が出来るよう配慮する。
- （５）原則的に施策として取り組む事業については、計画年度ごとに「●」＝実施・作成・作製、「○」＝検討・調査・調整、「→」＝継続、で予算の有無に関係なく表示する。

4. 実施計画を推進するにあたって

本計画を推進するにあたっては、次の点に留意する。

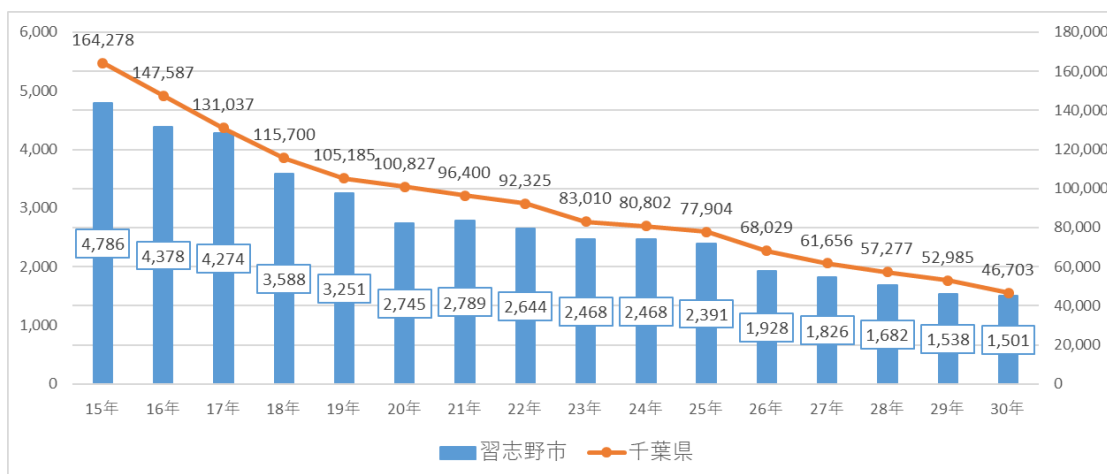
- (1) 事業の実施状況について適切な進行管理を実施する。
- (2) 県条例、本市基本構想・基本計画等上位計画をはじめとする関連計画との連携・整合性を図ると共に、庁内各部局、関係機関との調整のもと、事業を実施する。
- (3) 今後とも本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等の的確な把握に努め、計画と現状との整合性を図る。

5. 施策の体系

- ・ 目 標 安全で安心なまちづくり
- ・ 基本的な考え方
 - (1) 自らを守る意識の高揚
 - (2) 情報発信と情報共有のさらなる推進
 - (3) 協働による地域防犯活動の推進
 - (4) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

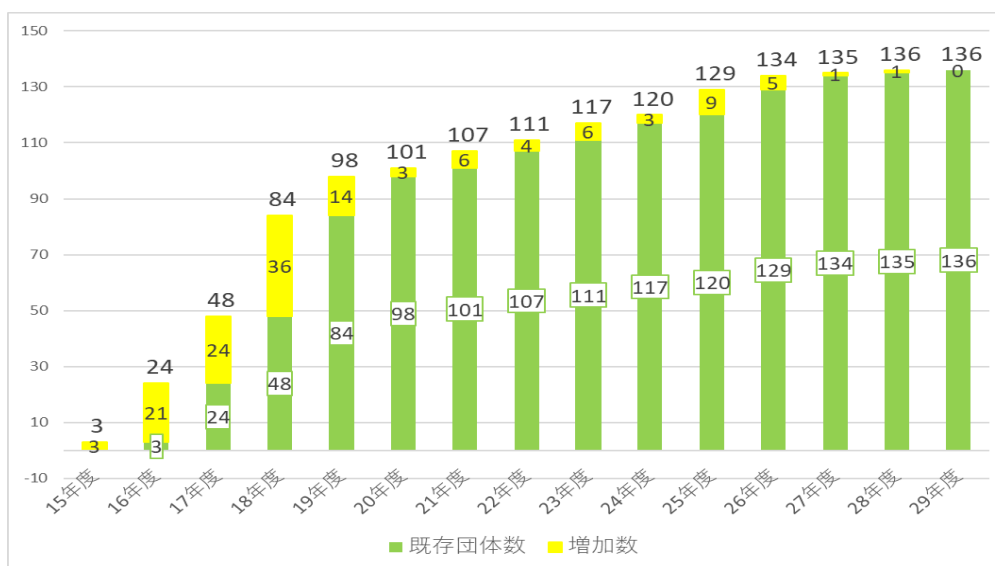
6. 参考資料

(1) 犯罪発生総件数の推移（平成15年から平成30年）



※平成15年をピークに減少傾向にある。

(2) 地域住民防犯団体の推移（平成15年度から平成29年度）



※平成15年度から制度を開始し、地域住民防犯活動団体は増加傾向にある。

第2部

実施計画の内容

基本的な考え方 (1) 自らを守る意識の高揚

市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

基本的な考え方		基本的施策	主要施策
基本的な考え方 (1) 自らを守る意識の高揚	市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (防犯安全課)
			②「安全で安心なまちづくり月間」 (防犯安全課)
			③広報活動の推進 (防犯安全課)
			④市民まつりにおける啓発活動 (防犯安全課)
			⑤事業者への啓発活動 (産業振興課、防犯安全課)
		(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (防犯安全課)
			②防犯指導員等の育成 (防犯安全課)
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども保育課、児童育成課、教育委員会)
			②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (防犯安全課、教育委員会)
	市民	(1) 知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚
			②知識の習得
			③啓発活動への参加
			④情報の収集
		(2) 人材育成への協力	①研修会や講習会等への参加
			②防犯指導員等の設置協力
			③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進
	事業者	(1) 知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚
			②知識の習得
			③啓発活動への参加
		(2) 人材育成への協力	①研修会や講習会等への参加
			②防犯指導員等の育成協力
			③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

●……実施、作成、作製
○……検討、調査、調整
→……継続

事業概要	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	備考(数値目標等)
①防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。				防犯研修会開催 年3回 参加者300名 特別防犯パトロール 年200回
②防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。				防犯キャンペーン開催(市内7駅) 安全で安心なまちづくり市民大会の開催
③広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用し、防犯対策・行事、防犯情報等を市民に提供することで、防犯知識の普及を推進する。				緊急情報サービスならしの 登録数 登録目標 10,000件
④市民まつりでの防犯意識啓発活動の実施を図る。				キラット・ジュニア防犯隊による啓発活動
⑤従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。				商工会議所等との連携強化
①人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。				防犯指導員等研修 年3回 安全で安心なまちづくり市民大会の開催
②防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実させ、活用を図る。				全町会・自治会に配置 (251町会)
①幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付けられるよう、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。				避難訓練 年2回 不審者対応訓練 年1回
②全小・中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。				隊員200名 防犯キャンペーン等、啓発活動への参加
①得られた犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚を図る。				防犯マップ等の配布
②市、警察、各団体等が、開催する研修会や市民大会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活用する。				防犯研修会への参加 年3回
③「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。				防犯キャンペーンへの参加(市内7駅)
④広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用した情報収集を行う。				ホームページ 月2回更新 緊急情報サービスならしの 毎週火曜配信
①市や警察等により開催される研修会や市民大会等へ積極的に参加する。				安全で安心なまちづくり市民大会への参加
②地域防犯活動の中心となる防犯指導員等の設置の推薦依頼があった場合は、積極的に協力する。				全町会・自治会に配置 (251町会)
③地域の防犯リーダーと協力し、自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。				地域安全モデル地区及び 風俗環境浄化重点地区での活動等
①市、警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚を図る。				商工会議所との連携強化
②市、警察等から得られる地域における犯罪発生状況や発生地区などの犯罪情報や防犯に関する研修等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識習得を図る。				防犯研修会への参加 年3回
③「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。				防犯キャンペーンへの参加(市内7駅) 安全で安心なまちづくり市民大会の参加
①市や警察等により開催される研修会や市民大会等へ積極的に参加する。				安全で安心なまちづくり市民大会への参加
②防犯指導員、事業所における防犯リーダーといった地域防犯活動を支える人材育成への協力を行う。				商工会議所との連携強化
③地域や事業所における自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。				商工会議所との連携強化

基本的な考え方 (2)情報発信と情報共有のさらなる推進

市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備を推進する。

基本的な考え方 (2) 情報発信と情報共有のさらなる推進		基本的施策		主要施策	
		市	(1) 連携体制の推進	① 連携体制の推進	(防犯安全課)
				② 連絡網の活用	(防犯安全課)
				③ 関係機関との体制づくり	(防犯安全課)
				④ 交番の適正な配置	(防犯安全課)
				⑤ 犯罪手口・被害の情報収集	(市民広聴課、防犯安全課)
			(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 犯罪被害者の保護	(防犯安全課)
				② 連絡体制の推進	(防犯安全課)
			(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	① 保護者、地域、関係機関等との連携の充実	(こども保育課、児童育成課、教育委員会)
				② 通学路周辺及び施設の安全点検	(こども政策課、こども保育課、児童育成課、教育委員会)
		市民	(1) 連携体制への参加、協力	① 連携体制への参加、協力	
			(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	① 通学時等における子どもの安全確保への協力	
			(3) 市民による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 推進体制の整備	
		事業者	(1) 連携体制への参加、協力	① 連携体制への参加、協力	
			(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	① 通学時等における子どもの安全確保への協力	
			(3) 事業者による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 推進体制の整備	

●……実施、作成、作製
○……検討、調査、調整
→……継続

事業概要	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	備考(数値目標等)
①施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の充実を図る。			→	安全で安心なまちづくり連絡協議会 年2回開催
②市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用 の充実及び拡充を図る。			→	安全で安心なまちづくり協議会 年2回開催
③犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実を 図る。			→	防犯協会会議 年2回 警察署会議参加 年4回 犯罪発生状況の把握
④移動交番車の運用について警察署と調整を行う。			→	移動交番車2台の活用について警察と の調整を行う
⑤様々な犯罪から市民を守るために、犯罪手口や被害情報を収集する窓口を設 置し、広く周知を図ることにより、新たな犯罪被害防止を図る。			→	消費生活センターとの連携強化
①犯罪等の現場に遭遇した場合に、被害者の保護に関しては心情を察した、適切 な配慮や支援を行う。			→	千葉県等との連携強化
②犯罪等の相談または犯罪の現場に遭遇した場合における、警察等への通報等 の連絡体制の充実を図る。			→	パトロール実施者への研修会 年2回
①幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると 共に連携の充実を図る。また、警察からの情報を伝達するための緊急連絡網の 活用を図る。			→	
②定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有 を図り改善に努める。			→	通学路安全対策協議会 年3回開催 安全点検 年1回
①連絡網等の活用や連携にあたって、意欲的に協力していく。 防犯講習会等への参加・協力をしていく。			→	防犯研修会 年3回開催
①子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警 察等への通報等を行う。			→	
①犯罪等の現場に遭遇した場合における、警察等への通報等の連絡体制の充実 を図る。			→	
①連絡網等の活用や連携にあたって、意欲的に協力していく。			→	防犯研修会 年3回開催
①子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警 察等への通報等を行う。			→	
①犯罪等の現場に遭遇した場合における、警察等への通報等の連絡体制の充実 を図る。			→	

基本的な考え方 (3) 協働による地域防犯活動の推進

地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり地域防犯活動に取り組む。

		基本的施策		主要施策	
基本的な考え方 (3) 協働による地域防犯活動の推進	市	(1) 地域防犯活動への支援		① 犯罪関連情報の提供	(防犯安全課)
				② 防犯マップの作製	(防犯安全課)
				③ 地域防犯活動物品の貸与	(防犯安全課)
				④ チラシ・パンフレット等啓発物の提供	(防犯安全課)
				⑤ 防犯パトロールカーによる支援	(防犯安全課)
				⑥ 顕彰の実施	(防犯安全課)
		(2) 高齢者等を対象とした施策の推進		① 知識の普及・啓発活動	(防犯安全課、高齢者支援課)
				② 相談窓口の充実	(高齢者支援課、市民広聴課)
				③ 地域による高齢者見守りの推進	(高齢者支援課)
				④ 高齢者を対象とした、新たな犯罪に対する施策の推進	(高齢者支援課、防犯安全課)
				⑤ 高齢者の権利を守る施策の推進	(高齢者支援課)
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進		① 「子ども110番の家」の拡充	(教育委員会)
	市民	(1) 地域防犯活動の実施		① 地域防犯活動の実施	
				② 身の回りの安全点検の実施	
				③ 地域における安全点検の実施	
				④ 防犯マップの作製	
		(2) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施		① 地域での連携による支援活動	
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施		① 「子ども110番の家」への協力	
	事業者	(1) 地域防犯活動への参加、協力		① 地域防犯活動への参加、協力	
				② 事業所の安全点検の実施	
		(2) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策への参加、協力		① 地域での連携による支援活動	
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施		① 「子ども110番の家」への協力	

●……実施、作成、作製
○……検討、調査、調整
→……継続

事業概要	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	備考(数値目標等)
①犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。				・広報紙、ホームページ、緊急情報サービス ならしの、市公式ツイッターなどのソーシャル メディア、出前講座等を活用
②全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作製し、地域へ提供する。				広報紙、ホームページの活用 防犯マップの回覧(6000部)
③地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト 等の貸与物品の充実を図る。				自主防犯団体への支援充実
④地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普 及に努める。				防犯キャンペーン実施(市内7駅)
⑤地域で実施する自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充 の支援を行う。				自主防犯団体が行うパトロールへの参 加 支援:年間10団体程度 安全で安心なまちづくり市民大会にて 実施
⑥防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。				
①相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行 うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブ連合会において、高齢者に直接普 及啓発を行う。				あじさいクラブ連合会等との連携強化
②高齢者相談センター(地域包括支援センター)の総合相談や消費生活センター の消費生活相談など、高齢者を犯罪被害から守るための各種相談業務を強化す る。				関係団体との連携強化
③認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気付き 対応できる地域づくりを推進する。				
④電話de詐欺など、特に高齢者が狙われやすい犯罪から守るための、各種防犯 施策を推進する。				警察署等との協定の継続
⑤成年後見制度の利用、市民後見人の養成を推進する。 認知症サポーターの養成をし、地域で見守る体制作りを推進する。				
①各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡 大及び制度の充実を図る。				協力者拡大のための出張登録会を年 間2回以上行う。
①習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロール等に取 り組む。				地域防犯パトロールの充実
②自主、自立を基本に習得した防犯知識を活用し、防犯の視点を取り入れた住ま いづくりなど、身の回りの安全点検を行う。				防犯研修会への参加
③地域の住民相互により、連携及び協力して、地域の安全点検に努める。				
④各町会・自治会において地域実態把握をするための、防犯マップ作製に対し支 援を行う。				防犯マップの回覧 年1回(6000部)
①地域でパトロール等を行い、地域で連携して、高齢者等を支援する。				
①市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。				
①防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。				防犯キャンペーンへの参加(市内7駅)
②日頃から各事業所における、安全点検を行う。				
①地域と連携し、介護支援専門員(ケアマネジャー)等による、防犯に関する指導 を行う。 地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。				商工会議所との連携強化
①市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。				

基本的な考え方 (4) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設での犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の悪化が、犯罪多発の要因といわれていることから、環境浄化というソフト面(＝維持管理)を含んだ都市環境づくりを推進する。

基本的な考え方		基本的施策	主要施策
（４）犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (道路課、防犯安全課)
			②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (各施設の所管課)
			③地下式や階層式の立体自転車等駐車場の施設整備 (防犯安全課)
			④自転車等駐車場の管理強化 (防犯安全課)
			⑤公園における樹木等の配置及び剪定 (公園緑地課)
			⑥公園における照明灯の整備 (公園緑地課)
			⑦公園内の施設の適正な維持管理 (公園緑地課)
			⑧防犯性を考慮した公共施設の施設整備 (各施設の所管課)
			⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (各施設の所管課)
			⑩空家等の対策 (防犯安全課)
			⑪通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、道路課)
			⑫通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (教育委員会、道路課)
市民	(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校などにおける安全(防犯)対策、管理体制の整備 (こども保育課、児童育成課、教育委員会)	
		②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども政策課、こども保育課、児童育成課、教育委員会)	
		③学校等における出入り口の限定等、管理の徹底 (こども保育課、児童育成課、教育委員会)	
事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	
		②安全点検の実施	
		③空家等の適正管理	
事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	
		②防犯に考慮した施設整備	
		③空家等の適正管理	

●……実施、作成、作製
○……検討、調査、調整
→……継続

事業概要	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	備考(数値目標等)
①犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、防犯灯等、犯罪抑止設備の整備を図る。				駅前広場等における道路照明灯のLED化の推進
②自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。				
③自転車盗や路上への放置自転車の減少と、駅前自転車等駐車場の景観を良くするために施設整備を図る。	○	○	○	既存施設の検証を継続的に行う
④自転車等駐車場の利便性を向上させること及び自転車盗の減少を目的として、機械式駐輪機や防犯カメラの導入を推進する。				既存施設の検証を継続的に行う
⑤情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的実施する。				樹木の種類や繁茂状況を確認し適宜対応
⑥照明灯の適切な整備を行う。				公園照明灯LED化の推進
⑦定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。				遊具点検 業者委託 年1回 職員巡回 月1回
⑧防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の施設整備を行う。				
⑨安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。				
⑩空家等対策計画に基づき、管理不全空家等に対して、所有者調査、立入調査等を行うとともに、防犯パトロール等の実施時に、空家等を発見した場合には、所有者に対し、状況報告や改善要望を行う。				特定空家等候補に対し、特定空家等判定委員会及び空家等対策協議会を開催し、対応する。
⑪死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。				
⑫定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。				通学路・通園路要望対応含む。
①各種事件、事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施する。				
②防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。				
③保、幼、こども園、小・中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。				
①安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。				
②定期的に安全点検を実施する。				
③不適切な管理状況の空家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行う。				習志野市連合町会連絡協議会との連携強化
①安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。				
②ピッキング等に強い鍵の設置や、防犯灯・防犯カメラの整備等を行う。				
③不適切な管理状況の空家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行う				商工会議所との連携強化

資料編

○習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成16年3月31日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進（第6条—第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して、安全・安心まちづくりを総合的かつ積極的に推進し、もつて現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働して行うものとする。

2 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

2 市は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるよう努めるとともに、施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、安全・安心まちづくりを推進するために常に警察その他の関係行政機関、防犯関係団体、地域住民による自主運営組織その他市長が認める団体等（以下「関係機関等」という。）との密接な連携を維持するよう努めるものとする。

4 市は、犯罪が発生した場合においては、市民及び事業者の協力を得て、関係機関等と一体となつて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら安全の確保に努め、地域における安全・安心まちづくりのための活動に相互の理解と協力の下自主的に取り組み、市が実施する施策に協

力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講じ、地域の防犯活動を推進し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

第2章 安全・安心まちづくりの推進

（高齢者等への配慮）

第6条 市は、高齢者、障害者及び義務教育終了前の児童（以下「高齢者等」という。）に配慮した施策を策定し、及び体制を整備するものとする。

2 市民及び事業者は、地域において高齢者等が安心して暮らすことができるように配慮するものとする。

（公共施設における犯罪防止）

第7条 市は、公園、道路その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪防止のために必要な措置を講ずるものとし、義務教育終了前の児童が通学、通園等の用に供している道路及びその周辺の公園、広場等については、特に推進しなければならない。

（通学時等における児童の安全確保）

第8条 市民及び事業者は、義務教育終了前の児童の保護者、学校等の管理者及び市と連携して、通学及び通園時における当該児童の安全を確保するために必要な配慮を行うものとする。

（土地及び建物に係る安全確保）

第9条 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地及び建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、地域における犯罪防止に努めるものとする。

（啓発活動の推進等）

第10条 市は、市民及び事業者が自主性をもつて安全・安心まちづくりを進めることができるようにするため、防犯に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 市は、高齢者等に対する犯罪を防止するための啓発活動を特に推進しなければならない。

3 市民及び事業者は、あらゆる機会を通じて安全・安心まちづくりについて積極的に学習するよう努めるものとする。

（人材の育成）

第11条 市及び事業者は、安全・安心まちづくりを推進するための活動を支える人材を育成するよう努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり協議会)

第12条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、安全・安心まちづくりに関する基本的施策及び安全・安心まちづくりに関する基本的事項を調査審議するものとする。

3 協議会は、安全・安心まちづくりに関する施策及び安全・安心まちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全・安心まちづくりのための推進体制)

第13条 市は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係機関等と連携し、安全・安心まちづくりに関する施策を積極的に推進するための連絡網等の体制を整備するものとする。

第3章 雑則

(安全で安心なまちづくり月間)

第14条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、安全で安心なまちづくり月間を設けることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の一部改正)

2 習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例（昭和40年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

○習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成 16 年 5 月 14 日

規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 16 年習志野市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第 2 条 条例第 12 条第 1 項の習志野市安全で安心なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域住民による自治運営組織の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 防犯関係団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 保育所、幼保連携型認定こども園又は教育関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者の他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、在任又は在職中とする。ただし、公募に応じた市民及び学識経験者にあつては 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 30 規則 30・一部改正)

(協議会の会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への資料提出の要求等)

第 5 条 協議会は、必要があると認めたときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、防犯対策に係る総合調整担当課において処理する。

(協議会に関する委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

(安全で安心なまちづくり月間)

第8条 条例第14条の安全で安心なまちづくり月間は、10月とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成30年5月14日規則第30号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱

平成16年5月14日制定

平成24年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

(設置)

第1条 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成16年条例第1号)に定める安全・安心まちづくりを総合的に推進するため、習志野市に安全で安心なまちづくり連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する施策に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりに関する施策に係わる関係部間の総合調整に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりに関する施策の推進のための情報活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの総合的な推進に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 連絡協議会に委員長、副委員長及び委員を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 協働経済部次長
- (2) 副委員長 道路課長
- (3) 委員 次に掲げる職員
 - ア 広報課長
 - イ 税制課長
 - ウ 資産税課長
 - エ 公園緑地課長
 - オ 産業振興課長
 - カ 高齢者支援課長
 - キ 障がい福祉課長
 - ク 都市政策課長
 - ケ こども保育課長
 - コ 教育委員会学校教育課長
 - サ 教育委員会社会教育課長
 - シ 教育委員会青少年センター所長
 - ス 消防本部予防課長
 - セ 企業局工務管理課長

2 委員長は、連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 連絡協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会に事務局を置く。

2 事務局は、防犯対策に係る総合調整担当課をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員

平成31年2月4日現在

No.	役職	氏名	氏名(カナ)	委嘱区分	備考
1	会 長	飯田 裕一	イイダ ユウイチ	市長が必要と認める者	習志野市消防団 副団長
2	副会長	田中 知華	タナカ チカ	学識経験者	習志野法曹会
3	委 員	三代川 彦博	ミヨカワ ヒコヒロ	公募に応じた市民	公募市民
4	〃	五関 清	ゴセキ キヨシ	公募に応じた市民	公募市民
5	〃	鈴木 とし江	スズキ トシエ	地域住民による 自治運営組織の代表者	習志野市連合町会 連絡協議会 会長
6	〃	野手 利浩	ノデ トシヒロ	商工業関連団体の代表者	習志野市商工会議所 事務局次長
7	〃	小林 常安	コバヤシ ツネヤス	商工業関連団体の代表者	習志野市商店会連合会 津田沼南口商店会 監査
8	〃	石井 友治	イシイ トモハル	防犯関係団体の代表者	習志野市防犯協会 副会長
9	〃	寺井 早苗	テライ サナエ	防犯関係団体の代表者	中学校区青少年健全育成 連絡協議会代表者会 七中学区会長
10	〃	石毛 雄司	イシゲ ユウジ	関係行政機関の職員	習志野警察署 生活安全課長
11	〃	足立 俊子	アダチ トシコ	保育所、幼保連携型認定こども園 又は教育関係機関の職員	習志野市教育委員会 袖ヶ浦東小学校長
12	〃	橋爪 弘一	ハシヅメ ヒロカズ	保育所、幼保連携型認定こども園 又は教育関係機関の職員	習志野市教育委員会 第六中学校長
13	〃	小熊 真弓	オグマ マユミ	保育所、幼保連携型認定こども園 又は教育関係機関の職員	袖ヶ浦こども園長
14	〃	井上 朋子	イノウエ トモコ	市長が必要と認める者	習志野市PTA 連絡協議会 副会長
15	〃	榎本 信弘	エノモト ノブヒロ	市長が必要と認める者	習志野市あじさいクラブ連合会 安全・安心部長

習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画
平成31（2019）年度～令和3（2021）年度

平成31（2019）年4月発行

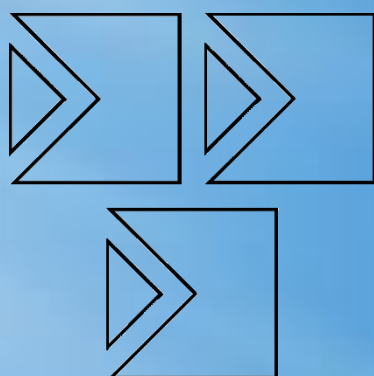
発行 習志野市

編集 協働経済部 防犯安全課

〒275-8601

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047（451）1151（代）



習 志 野 市